

2016年9月30日  
日本自動車輸入組合

## 輸入車の環境負荷物質の対応状況について

## 現在の適合状況

当組合は、国内に輸入される欧州製造車、米国製造車及び韓国製造車が、現時点で EU ELV 指令の環境負荷物質要求\*に適合していることを確認しております。

\*欧州議会の指令 2000/53/EC と欧州委員会の委員会指令 2016/774 に合致しているとの要求

## ＜参考＞EU ELV 指令 環境負荷物質要求

「2003年7月1日以降、市場に投入される車の材料・構成部品に鉛、六価クロム、水銀、カドミウムを含有させてはならない。ただし、下表の条件を除く。」

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
鉛		
1(a).	機械加工目的の鋼鉄及びバッチ式溶融亜鉛めっきされた鋼鉄部品 最大 0.35w%	(期限未設定)
1(b).	連続亜鉛めっきされた鋼板 最大 0.35w%	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
2(a).	機械加工目的のアルミ 最大 2.0w%	2005年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
2(b).	鉛を含有するアルミ 最大 1.5w%	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
2(c).	鉛を含有するアルミ 最大 0.4 w%	(現在改訂中)
3.	銅合金 最大 4w%	(現在改訂中)
4(a).	ベアリングシェル プッシュ	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
4(b).	エンジン、トランスミッション、エアコンコンプレッサのベアリングシェル及びプッシュ	2011年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
5.	バッテリー	(現在改訂中)
6.	消振ダンパー	2016年1月1日より前に型式認可された車両及びその交換部品
7(a).	ブレーキホース、燃料ホース、エアベンチレーションホースのエラストマー、シャシー装備のエラストマー/金属パーツ、エンジンマウント部品の加硫剤及び安定剤	2005年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
7(b).	ブレーキホース、燃料ホース、エアベンチレーションホースのエラストマー、シャシー装備のエラストマー/金属パーツ、エンジンマウント部品の加硫剤及び安定剤 最大 0.5w%	2006年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
7(c).	パワートレイン装備でのエラストマーの接着剤 最大 0.5w%	2009年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
8(a).	電気および電子部品を電子基板に取り付けるためのハンダ用鉛およびコンポーネント・ピンまたは電子基板上でアルミニウム電解コンデンサ以外のコンポーネント終端処理の仕上げ剤に使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(b).	電子基板またはガラス上のハンダ付け以外の電気装備のハンダ用鉛	2011年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(c).	アルミニウム電解コンデンサ終端処理の仕上げ剤に使用する鉛	2013年1月1日より前に型式認可された車両及びその交換部品

対象材料・構成部品		免除の範囲・期限
8(d).	マス・エアフロー・センサーのガラス上のハンダ付けに使用する鉛	2015年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(e).	高融点ハンダの鉛（すなわち、85w%以上の鉛を含有する鉛基合金）	（2019年見直し）
8(f)(a).	コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用する鉛	2017年1月1日より前に型式認可された車両及びその交換部品
8(f)(b).	コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用する鉛：車両ハーネス・コネクタのはめ合い部分以外	（2019年見直し）
8(g).	集積回路フリップ・チップパッケージ内の半導体ダイ（die）とキャリア間の持続可能な電気接続を完全にするためのハンダに含まれる鉛	（2019年見直し）
8(h).	投射部最低 1cm <sup>2</sup> のチップサイズおよび最低 1 A/mm <sup>2</sup> のシリコンチップ・エリア公称電流密度を持つパワー半導体アセンブリのヒートシンクにヒートスプレッドを取り付けるハンダに使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(i).	積層グレイジングのハンダ付けを除くガラス上の電氣的グレイジングのハンダ用鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(j).	積層グレイジングのハンダ付け用鉛	2020年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
9.	バルブシート	2003年7月1日より前に開発されたエンジン型式の交換部品
10(a).	ガラスまたはセラミック、ガラスまたはセラミックマトリックス化合物、ガラスセラミック材またはガラスセラミックマトリックス化合物に鉛を含む電気及び電子部品この免除は、以下の鉛の使用は対象としない。 - 電球(バルブ)のガラスと点火プラグのガラス質釉薬 - 10(b)、10(c)及び10(d)に記載された部品のセラミック誘電物質	（期限未設定）
10(b).	集積回路またはディスクリット半導体の一部であるコンデンサのPZTベース誘電セラミック材料に使用する鉛	（期限未設定）
10(c).	定格電圧 125V AC または 250V DC 未満のコンデンサの誘電セラミック材料に使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
10(d).	超音波ソナーシステムの温度関連偏差を補償するコンデンサの誘電セラミック材料に使用する鉛	2017年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
11.	火工品のイニシエータ	2006年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
12.	排気熱の回収により CO2 排出を削減する自動車用電気アプリケーションに使用する鉛含有熱電材料	2019年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
<b>6価クロム</b>		
13(a).	防錆コーティング	2007年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
13(b).	シャシー用ボルト及びナットの防錆コーティング	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
14.	モーターキャラパンの吸収式冷蔵庫のカーボン・スチール冷却システムの防錆用六価クロムで、冷却溶液中に0.75%まで含まれるもので、その他の冷却技術が使用出来る場合（例 モーターキャラパンのアプリケーション用として市場にある）を除く、及び環境、健康及び／または消費者の安全に負の影響を与えないもの	（期限未設定）
<b>水銀</b>		
15(a).	ヘッドライトのディスチャージランプ	2012年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
15(b).	インストパネルディスプレイの蛍光管	2012年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
<b>カドミウム</b>		
16.	電気自動車のバッテリー	2008年12月31日より前に市場投入された車両の交換部品

注記：

鉛、水銀、6価クロムの最大許容濃度は均質材料中 0.1wt%、カドミウムは均質材料中 0.01wt%とする。

免除の有効期限日においてすでに販売されていた自動車の部品の再利用は、第4条(2)(a)の範囲外であることから、なんら制限を設けずに認められるものとする。

2003年7月1日以前に販売された自動車に使用するために2003年7月1日以降に販売された補修部品は、第4条(2)(a)から免除されるものとする。\*

※この条項は、ホイールバランスウェイト、電気モーターのカーボンブラシ、ブレーキライニングには適用されない。